

## 令和5年度 要望書回答書

### 【要望1】 法定外公共物払い下げや開発行為等でのトラブル防止について

防府市では、法定外公共物の用途廃止や払い下げの申請者は、利害関係人に説明し、同意を得ることになっており、自治会長が同意書に署名することもあります。

また、市へ申請する開発行為等では、自治会長の同意書提出に代えて、申請者が開発行為等の内容を自治会長へ説明するよう指導が行われています。

しかし、申請者による説明が丁寧かつ十分なものでなかったためか、後日に地域内でトラブルとなり、自治会長がその対応に時間を割かざるを得ない事例が発生しています。

については、次のとおり要望します。

- ① 法定外公共物の用途廃止や払い下げ、開発行為等の申請の際には、自治会長及び関係住民等への説明が十分でないことにより、後日トラブルが生じることがないように、丁寧かつ十分な情報提供を行うことを徹底すること。
- ② 法定外公共物の用途廃止や払い下げについては、地域内の利害関係人が広範囲に及ぶこともあるので、自治会長に説明を受けたことについての回答を求める場合、地域での協議に必要な猶予期間を設けること。
- ③ 赤線（里道）については、利用者が同一自治会内に限定できないことから、該当地の払い下げや用途廃止に意見のある者は申し出ることを促す立て看板を市において設置するなど、周知に必要な措置を講じること。

### 【回答】

法定外公共物の用途廃止にあたっては、地元住民の生活に著しい支障が生じる恐れがあることから、申請者に対し、隣接地及び水利権者の同意を求めるとともに、地元への理解が得られるよう自治会長へ説明を行うよう、改めて徹底してまいります。

併せて、申請者からの説明がなされていることについては、引き続き、市から自治会長に直接確認してまいります。

また、開発行為等が行われる際も、申請者に対し、自治会長に事前に説明を行うよう指導しておりますが、新たに、申請者から、自治会長への説明が完了している旨の報告を受けることにより、確認をすることとしております。

なお、利害関係人が広範囲に及ぶ場合や利用者が同一自治会内に限定できない法定外公共物の払い下げについては、地域での合意を条件としていることから、申請者に対し、事前の説明を十分に行うよう指導してまいります。

今後も、地域におけるトラブルが生じることのないよう、自治会長への情報提供に努めてまいります。

## 【要望2】交差点のスクランブル式への変更について

防府市内には、横断歩道における歩行者の安全性向上を目的として、歩車分離式信号機が設置されている交差点があります。この方式は、横断歩道を渡る歩行者が自動車に阻害されず、又自動車の運転者は歩行者を気にせずに右左折できることから、交差点での事故防止に一定の効果があることが認められています。

しかし、歩車分離式信号機を設置した交差点においては、禁止である斜め横断が行われたり、歩行者や自動車の運転者による標識の見落としが起こっていることから、事故のないより安全な交差点とすることが求められます。

そのためには、歩車分離式信号機を歩行者専用現示式からスクランブル式に変更し、道路面をスクランブル標示とすることが必要であり、これにより歩行者や自動車の運転者による標識の見落としや事故の防止や道幅の広い交差点で斜向かい横断する際の信号2度待ちの解消にもつながるものと考えられます。

については、スクランブル交差点化に必要な歩道改修の予算措置と山口県公安委員会へスクランブル式への変更を要請されるよう要望します。

## 【回答】

歩車分離式信号機が設置されている交差点のスクランブル式への変更について防府警察署に確認したところ、歩車分離式信号の「青」の時間は、場所ごとに交通量や交差点の大きさ等を考慮して車両の通行のための「青」の時間、歩行者の横断のための「青」の時間を配分しています。斜め方向の横断歩道ができると、それに合わせて歩行者用信号の「青」の時間を延ばす必要があるため、その分だけ車両用信号の「青」の時間を奪わなければなりません。

このため、車両の交通量が多い場所では、現状よりもさらなる渋滞の増加につながるということです。

市内の歩車分離式信号機が設置されている交差点は、いずれも車両の交通量が多いため、スクランブル式にすると現状よりもさらに朝の通勤時などの渋滞が懸念されるとともに、渋滞を避けて周辺的生活道路を抜け道として利用する車両が増えれば、交通事故発生の危険性が高まるため、難しいということでした。

以上のことから、市としましては、市内の歩車分離式信号機が設置されている交差点のスクランブル式への変更は、交通の円滑と安全の観点から難しいと考えます。

### 【要望3】子ども向けの広報活動について

近年、若者の政治離れがすすみ、各種選挙での投票率低下が懸念されています。

また、若者の意識やニーズは多様化してきており、これらを行政やまちづくりに生かすことが求められる一方、若者に行政情報を積極的に提供することにより、行政を身近に感じさせるとともに、理解と協力を求めることも重要と考えられます。

特に、将来を担う子どもたちには、郷土への愛着と理解、そして行政への親近感を促すためにも、より親しみやすい情報を届ける仕組みづくりが必要であることから、各地の自治体では、「こども広報」等の取組が行われています。

しかし、防府市が発行している「市広報ほうふ」は、大人を中心に据えたものとなっているため、地域においては、中学生から子ども版の発行について要望があがったこともあります。

ついては、市の情報は市民全階層への情報であるという認識のもと、「わがまち、わがふるさと」への理解と愛着を一層深めるため、中学生を読者とする「こども版市広報」等の取組を行うことを要望します。

### 【回答】

市広報の制作にあたっては、写真やイラストの活用、季節に応じた特集の掲載や、高校生による表紙の作成など、子どもから大人まで興味を持って読んでいただける紙面づくりに努めております。

新年度には、広報広聴課内に広報戦略室を設置し、一元的で戦略的な情報発信を行うこととしており、市広報につきましても、多様な世代に市政に関心を持っていただけるよう取り組んでまいります。

#### 【要望4】太陽光発電設備に関するガイドライン策定について

太陽光発電設備は自立して設置するものであっても建築物や特定工作物に該当せず、開発許可は不要なことから全国的に設置が進んでいる一方、直接的に立地を規制する法律がなく、自然環境や景観、防災に対する影響が問題となっています。

市街化調整区域における開発行為等は、都市計画法の改正により、災害ハザードエリアでの見直しが行われましたが、太陽光発電設備の設置はこの対象とならず、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内にも住民に十分な説明がないままに施設が設置されており、全国各地で地域に深刻な影響を与える災害が頻発していることを踏まえ、市民から不安の声が寄せられています。

ついては、次のとおり要望します。

- ① 防府市でも、条例制定につなげるため「太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」を策定し、災害ハザードエリア内へ自立して設置する太陽光発電設備についての基準を設けるとともに、事業者には計画時点での公表・周知及び地域住民への説明会の開催等を義務づけること。
- ② 市内周辺地域の農地は、担い手の高齢化や離農により維持管理が満足に行えない状況にあり、これが太陽光発電事業者への安易な土地譲渡や貸与につながっていることから、持続可能な農地の活用方法等についての有効な施策を検討・実施すること。

#### 【回答】

- ① 太陽光発電設備に関しては、国のガイドラインにおいて、事業区域や周辺的环境に関する事前調査を十分に行い必要な対策を講じることや、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図り誠実に対応することなど、発電事業者等が遵守すべき事項が示されており、本市では、発電事業者等へのリーフレット配布や、市ホームページでの啓発など、国のガイドラインが遵守されるよう取り組んでいるところです。

今後も、カーボンニュートラル推進の面から、国のガイドラインが遵守され、地域と共生した再生可能エネルギーの活用が促進されるよう努めてまいります。

※参考：環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」  
資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」

- ② 本年4月の農林業の知と技の拠点の供用開始に併せて、担い手への農地集積の加速化や、地域おこし協力隊の受入れなどによる農業公社の体制強化による耕作放棄地対策等に取り組んでまいります。

#### 令和5年度 関連予算

	予算額
1 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span> 農地集積加速化支援事業	2,000万円
2 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span> 地域おこし協力隊の受入れ	1,000万円

### 【要望5】犬猫の飼養と管理に関するガイドライン策定について

防府市では、犬や猫の飼養について、市広報等を通じて市民への啓発・広報活動が行われてきた一方、市民からは野犬への不安に加えて、犬や猫の鳴き声やふん尿などの被害に困っているとの声が寄せられています。

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、犬や猫の飼い主や世話をする人が、動物を愛護しその命と尊厳を守るとともに、動物に関わる者としての責任を十分に自覚し、鳴き声やふん尿などによる迷惑や被害を受けている人の状況を認識し、周辺環境への配慮を含めた適正な飼養に努めることが重要となります。

については、市、山口県山口環境保健所、自治会などが連携を一層強化して、市内各地域に生息する野犬の全頭捕獲保護を早期に実現するとともに、犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきことや飼養と管理、飼い主のいない犬や猫への関わり方などの規範をまとめた「(仮称) 犬猫の飼養と管理に関するガイドライン」を策定し、飼い主や無責任に餌やりする市民に対して、適正な飼養と管理、関わり方について周知徹底させることを要望します。

### 【回答】

本市では、野犬対策や犬・猫の適正飼養に関しては、これまでも、山口県と一体となって、捕獲の推進のほか、無責任なエサやりや多頭飼育などの不適正飼養に対する現地指導等を行っています。

また、今年度は、新たに、飼い主のいない猫の増加抑制を目的に不妊去勢手術を推進するTNR活動を行う団体への支援制度を創設しており、新年度においても、引き続き取り組んでまいります。

今後も、国や県のガイドライン等に基づき、犬や猫の適正な飼養が促進されるよう、市広報や市ホームページを活用するとともに、狂犬病予防接種などの機会を捉え、積極的に周知を図ってまいります。

※参考：環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」  
山口県「動物愛護管理推進計画」

### 令和5年度 関連予算

	予算額
1 犬猫不妊去勢手術費補助事業	90万円
2 野良猫不妊去勢手術助成モデル事業	300万円
3 動物適正飼養の周知啓発事業（看板作製）	5万円